

摂津市議会

議会運営委員会記録

令和4年2月16日

摂津市議会

議会運営委員会記録

1. 会議日時

令和4年2月16日(水) 午前 9時59分 開会
午前11時11分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	村上英明	副委員長	香川良平	委員	増永和起
委員	西谷知美	委員	光好博幸		
議長	南野直司	副議長	三好俊範		
議員	森西正				

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

副市長 奥村良夫 副市長 福渡 隆

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 牛渡長子 同局次長 大西健一
同局主幹兼総括主査 香山叔彦 同局書記 織田裕太

1. 案件

- ・令和4年第1回定例会審議日程及び議事日程について
- ・協議事項について

(午前9時59分 開会)

○村上英明委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

まず、理事者から挨拶を受けることにします。

奥村副市長。

○奥村副市長 本日は、大変お忙しいところ、議会運営委員会を開催していただき、ありがとうございます。

さて、来る2月21日に開催されます令和4年第1回摂津市議会定例会におきましては、報告案件3件、予算案件14件、人事案件2件、条例案件10件、その他案件1件、合計30件の議案を提出させていただきます。

どうかよろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます、冒頭の挨拶とさせていただきます。

○村上英明委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、西谷委員を指名します。

それでは、第1回定例会の提出議案について、概略説明をお願いします。

奥村副市長。

○奥村副市長 本来でしたら総務部長が出席しまして、概要について説明させていただきたいところですが、体調を崩して欠席させていただいております。急遽、代わりまして、私から各議案の概略説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、令和4年第1回摂津市議会定例会提出案件の概略説明をさせていただきます。

まず、報告第1号は、令和3年度摂津市一般会計補正予算(第12号)専決処分報告の件でございます。

本件は、新型コロナウイルス感染症によ

る影響が長期化する中で、住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から支給する臨時特別給付金に要する経費、また新型コロナウイルスワクチン接種事業について、3回目の接種等に係る接種対象、スケジュールなどが国から示されたことから、早急な対応が必要となり、その経費につきまして、歳入歳出それぞれ17億9,714万3,000円を追加する補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により、1月5日に専決処分いたしましたので、ご報告させていただくものでございます。

主な内容は、歳入では、国庫支出金で新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金2億9,585万5,000円、非課税世帯等臨時特別給付金事業補助金12億6,090万円などを計上いたしております。

歳出では、非課税世帯等臨時特別給付金12億6,090万円、ワクチン接種委託料2億8,511万円などを計上いたしております。

次に、報告第2号は、令和3年度摂津市一般会計補正予算(第13号)専決処分報告の件でございます。

本件は、新型コロナウイルス感染症、オミクロン株の感染急拡大に伴い、大阪府から自宅療養に関する方針が示されたことを受け、早急な対応が必要となる経費につきまして、歳入歳出それぞれ2,700万円を追加する補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により、1月19日に専決処分いたしましたので、ご報告させていただくものでございます。

内容といたしましては、歳入では、財政調整基金繰入金2,700万円、歳出では、同額の自宅療養者支援委託料2,700万

円を計上いたしております。

次に、報告第3号は、損害賠償の額を定める専決処分報告の件でございます。

本件は、道路管理瑕疵による車両損傷事故に係る損害賠償で、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしたものでございます。

事故の発生状況につきましては、令和3年12月5日、日曜日、午後0時15分頃、摂津市鳥飼上5丁目3番地先の市管理道路において、舗装表面が剥離してできた穴の上を相手方車両が走行した際に、当該車両の左前輪タイヤ及びホイールを損傷させたものでございます。

損害賠償の相手方につきましては、議案書のとおりでございます。

また、損害賠償の額は4,520円で、全額、公益社団法人全国市有物件災害共済会から補てんされるものでございます。

なお、1月20日に示談が成立いたしましたので、本定例会に専決処分の報告をさせていただきますものでございます。

続きまして、議案第1号から議案第8号までは、各会計の令和4年度当初予算でございます。

まず、議案第1号、令和4年度摂津市一般会計予算でございます。

令和4年度当初予算額は、443億4,100万円で、令和3年度当初予算額400億6,100万円に比べ、42億8,000万円、10.7%の増となっております。

次に、議案第2号、令和4年度摂津市水道事業会計予算でございます。

収益的収入は、21億1,233万3,000円で、前年度に比べ、1,743万4,000円、0.8%の減となっております。収益的支出は20億704万円で、

前年度に比べ、6,059万2,000円、3.1%の増となっております。資本的収入は6億2,569万円で、前年度に比べ、2億3,874万5,000円、27.6%の減となっております。資本的支出は14億6,704万円で、前年度に比べ、3億2,422万2,000円、18.1%の減となっております。その結果、収入合計は27億3,802万3,000円で、前年度に比べ、2億5,617万9,000円、8.6%の減となっております。支出合計は34億7,408万円で、前年度に比べ、2億6,363万円、7.1%の減となっております。

次に、議案第3号、令和4年度摂津市下水道事業会計予算でございます。

収益的収入は、36億2,460万6,000円で、前年度に比べ、1億1,133万円、3.0%の減となっております。収益的支出は34億8,074万4,000円で、前年度に比べ、5,472万1,000円、1.5%の減となっております。資本的収入は21億8,305万4,000円で、前年度に比べ、6億3,247万6,000円、22.5%の減となっております。資本的支出は34億5,721万4,000円で、前年度に比べ、5億8,631万2,000円、14.5%の減となっております。その結果、収入合計は58億766万円で、前年度に比べ、7億4,380万6,000円、11.4%の減となっております。支出合計は69億3,795万8,000円で、前年度に比べ、6億4,103万3,000円、8.5%の減となっております。

次に、議案第4号、令和4年度摂津市国民健康保険特別会計予算でございます。

当初予算額は、93億5,867万2,

000円で、前年度に比べ、3億3,876万6,000円、3.5%の減となっております。

次に、議案第5号、令和4年度摂津市財産区財産特別会計予算でございます。

当初予算額は、14億2,309万9,000円で、前年度に比べ、3,908万2,000円、2.8%の増となっております。

次に、議案第6号、令和4年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算でございます。

当初予算額は、1,237万5,000円で、前年度に比べ、32万3,000円、2.5%の減となっております。

次に、議案第7号、令和4年度摂津市介護保険特別会計予算でございます。

当初予算額は、73億3,373万6,000円で、前年度に比べ、3億9,213万円、5.6%の増となっております。

次に、議案第8号、令和4年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

当初予算額は、13億3,185万5,000円で、前年度に比べ、6,952万6,000円、5.5%の増となっております。

続きまして、議案第9号から議案第14号までは、令和3年度の各会計の補正予算で、年度末を控え、決算を見込みながら、不用額を整理するほか、一部、増額補正を行うなど、予算調整を図っております。

まず、議案第9号、令和3年度摂津市一般会計補正予算(第14号)でございます。

本件は、現在、給付を行っております子育て世帯への臨時特別給付金において、離婚等により、給付金を受け取れなかった世帯に対して、臨時特別給付金を支給するもので、現計予算額453億5,326万9,

000円に補正額1,503万7,000円を追加し、補正後予算額を453億6,830万6,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、子育て世帯臨時特別給付金支援給付分に要する経費で、全額、国庫補助金が充当されます。

また、繰越明許費として、1,202万9,000円を令和4年度に繰り越すものでございます。

次に、議案第10号、令和3年度摂津市一般会計補正予算(第15号)でございます。

本件は、現計予算額453億6,830万6,000円に22億7,096万6,000円を追加し、補正後予算額を476億3,927万2,000円とするものでございます。

繰越明許費では、コミュニティセンター管理事業など、13事業を追加し、令和4年度に繰り越すものでございます。

債務負担行為では、小学校教育用コンピュータ事業など、2事業について、期間及び限度額を変更するものでございます。

地方債の補正では、道路等整備事業など、2事業を追加するものでございます。

次に、議案第11号、令和3年度摂津市水道事業会計補正予算(第3号)でございます。

収益的収入では、現計予算額21億2,976万7,000円から1,440万円を減額し、補正後予算額を21億1,536万7,000円、収益的支出では、現計予算額19億3,325万2,000円から1,477万8,000円を減額し、補正後予算額を19億1,847万4,000円、資本的収入では、現計予算額8億6,443万5,000円から3,170万円

を減額し、補正後予算額を8億3,273万5,000円、資本的支出では、現計予算額17億8,598万4,000円から5,094万7,000円を減額し、補正後予算額を17億3,503万7,000円とするものでございます。

企業債の補正では、施設改修事業の限度額を変更するものでございます。

次に、議案第12号、令和3年度摂津市下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

収益的収入では、現計予算額37億3,593万6,000円から112万5,000円を減額し、補正後予算額を37億3,481万1,000円、収益的支出では、現計予算額35億3,479万5,000円から2,286万2,000円を減額し、補正後予算額を35億1,193万3,000円、資本的収入では、現計予算額28億1,553万円に2,930万円を追加し、補正後予算額を28億4,483万円、資本的支出では、現計予算額40億4,102万6,000円に2,742万3,000円を追加し、補正後予算額を40億6,844万9,000円とするものでございます。

継続費では、公共下水道整備事業、東別府雨水幹線建設負担金における年度及び年割額を変更するものでございます。

企業債の補正では、公共下水道事業など、2事業の限度額を変更するものでございます。

次に、議案第13号、令和3年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

本件は、現計予算額96億9,212万8,000円に4,454万5,000円を追加し、補正後予算額を97億3,66

7万3,000円とするものでございます。

次に、議案第14号、令和3年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

本件は、現計予算額70億7,389万3,000円に1億8,594万6,000円を追加し、補正後予算額を72億5,983万9,000円とするものでございます。

また、繰越明許費では、大阪府地域医療介護総合確保基金事業を設定し、令和4年度に繰り越すものでございます。

次に、議案第15号は、教育委員会委員の任命について同意を求める件でございます。

本件は、教育委員会委員の大矢優子氏の任期満了に伴い、引き続き同氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第16号は、公平委員会委員の選任について同意を求める件でございます。

本件は、公平委員会委員の村山英昭氏の任期満了に伴い、新たに磯野真氏を選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第17号は、摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、地球温暖化対策地域計画策定委員会及び小・中学校通学区域審議会の名称及び担当事務を変更するため、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、摂津市地球温暖化対策地域計画策定委員会の名称を摂津市地球温暖化対策地域計画推進協議会に改め、その担

任事務に地球温暖化対策地域計画等の推進に関する施策についての調査、審議に関する事務を加えるとともに、摂津市立小・中学校通学区域審議会の名称を摂津市立小・中学校通学区域等審議会に改め、その担任事務に小・中学校の規模及び配置の適正化についての調査、審議に関する事務を加えるものでございます。

なお、施行日は令和4年4月1日といたしております。

次に、議案第18号は、摂津市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止並びに個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、個人識別符号の用語の定義を、行政機関個人情報保護法の規定の引用から、個人情報保護法の規定の引用に改め、独立行政法人等の用語の定義を、独立行政法人等個人情報保護法の規定の引用から、個人情報保護法の規定の引用に改めるものでございます。

また、統計法第52条の項廃止に伴い、同条の引用箇所の整備を行うものでございます。

なお、施行日は令和4年4月1日といたしております。

次に、議案第19号は、摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、会計年度任用職員の期末手

当てについて、令和4年度以降の6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の127.5から100分の120に引き下げるものでございます。

なお、施行日は令和4年4月1日といたしております。

次に、議案第20号は、摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を講ずるため、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、非常勤職員の臨時休業及び部分休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上の要件を廃止するものでございます。

また、任命権者に対して、妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知、及び育児休業の取得以降の確認のための処置を義務づけるとともに、研修の実施、相談体制の整備等、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を義務づけることとするものでございます。

なお、施行日は令和4年4月1日といたしております。

次に、議案第21号は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、学校運営協議会委員の報酬の額を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、学校運営協議会委員の報酬の額を日額3,000円とするものでございます。

なお、施行日は令和4年4月1日といた

しております。

次に、議案第22号は、摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、液化石油ガスの保安確保機器の設置及び管理の方法の認定に係る手数料のうち、当該認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合における手数料の額を11万円から9万8,000円に引き下げるとともに、液化石油ガスの貯蔵施設の位置、構造もしくは設備の変更、または特定供給設備の位置、構造、設備もしくは装置の変更の許可に係る手数料の基本額を1万7,000円から1万5,000円に引き下げるものでございます。

なお、施行日は令和4年4月1日といたしております。

次に、議案第23号は、摂津市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、民法の改正による成年年齢の引き下げ、及び女性の婚姻年齢の引き上げに伴い、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、子ども医療費の助成について、子どもが成年に達している場合にあっては、当該子どもが申請を行うこととするものでございます。

なお、施行日は令和4年4月1日といたしております。

次に、議案第24号は、摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、国民健康保険の保険料率を改定するとともに、国民健康保険法等の改正に

伴い、所要の改正を行うものでございます。

その主な内容は、基礎賦課額の保険料率について、所得割を8.1%から8.44%に、被保険者均等割を2万9,049円から3万1,038円、所帯別平等割を3万244円から3万1,302円にそれぞれ引き上げるものでございます。

後期高齢者支援金等賦課額の保険料率につきましては、所得割を2.73%から2.66%に、被保険者均等割を9,478円から9,426円に、世帯別平等割を9,858円から9,500円にそれぞれ引き下げるものでございます。

介護納付金賦課額の保険料率につきましては、所得割を2.47%から2.48%に、被保険者均等割を1万8,213円から1万8,306円にそれぞれ引き上げるものでございます。

また、世帯に未就学児である被保険者がいる場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額については、被保険者均等割の保険料額から当該保険料額に10分の5を乗じて得た額を控除した額とするものでございます。

なお、施行日は令和4年4月1日といたしております。

次に、議案第25号は、摂津市消防団条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、消防団員の出勤に係る費用弁償を廃止し、出勤報酬を創設するとともに、勤務実績のない消防団員に年額報酬を支給しないこととするため、所要の改正を行うものでございます。

その主な内容は、消防団員に支給する報酬の種類を年額報酬と出勤報酬とし、年額報酬の支給対象期間内において、勤務実績のない消防団員には年額報酬を支給しな

いこととするものでございます。

また、出勤報酬の額を災害の現場に出勤し、その職務に従事した場合にあっては、1日につき8,000円、警戒訓練、その他の場合にあっては、1日につき3,500円に定めるとともに、出勤報酬の創設に伴い、出勤に係る費用弁償については廃止することとするものでございます。

なお、施行日は令和4年4月1日といたしております。

次に、議案第26号は、摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、株式会社日本政策金融公庫等が行う恩給共済年金担保融資の廃止に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、株式会社日本政策金融公庫または沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合に限り、傷病補償年金または年金である傷害補償もしくは遺族補償を受ける権利を担保に供することができる旨の規定を削るものでございます。

なお、施行日は令和4年4月1日といたしております。

最後に、議案第27号は、市道路線認定の件でございます。

本件は、千里丘東92号線など、20路線を市道路線として認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、令和4年第1回摂津市議会定例会提出案件の概略説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 説明が終わりました。

この際、何か質問があれば、お受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 では、質問がないよう

です。理事者の皆様は退席いただいて結構です。

暫時休憩します。

(午前10時30分 休憩)

(午前10時33分 再開)

○村上英明委員長 再開します。

第1回定例会の審議日程及び議事日程について、事務局から説明をお願いします。

香山主幹。

○香山事務局主幹 第1回定例会の審議日程等の事務局案について、説明申し上げます。

まず、会期は2月21日から3月29日までの37日間でございます。

審議日程につきましては、本会議初日の2月21日は、令和4年度市政運営の基本方針と付託案件についての提案説明、即決案件の審議でございます。

また、この日の午後5時15分が議会議案の届出締め切りでございます。2月25日の正午が代表質問の届出締め切りでございます。3月7日の本会議では、付託案件に対する質疑、委員会付託の後、8日にかけての2日間が代表質問でございます。10日が文教上下水道常任委員会及び民生常任委員会、11日が総務建設常任委員会と常任委員会の予備日、14日、15日及び16日が常任委員会の予備日、17日が駅前等再開発特別委員会でございます。

また、16日の正午が一般質問の届出締め切りでございます。25日が議会運営委員会、29日は本会議で、一般質問に続き、休会分の委員長報告、採決の後、議会議案の審議となっております。

また、この日の本会議終了後開催いただく議会運営委員会は、次期定例会の審議日程の仮決定をお願いするものでございます。

以上が審議日程案でございます。

続きまして、2ページからの議事日程について、説明申し上げます。

まず、2月21日につきましては、日程1は会期の決定でございます。日程2は令和4年度市政運営の基本方針でございます。日程3は教育委員会委員の任命についての同意、公平委員会委員の選任についての同意で、先ほどの協議会での態度表明を基に、一括簡易採決と備考欄に記載いたします。日程4は議案第1号、令和4年度摂津市一般会計予算など、付託案件の23件で、一括して提案説明を受けていただきます。

なお、質疑は後日となります。日程5は報告第1号、報告第2号で、報告を受けていただきます。日程6は報告第3号で、報告を受けていただきます。日程7は議案第9号、令和3年度摂津市一般会計補正予算（第14号）で、上程の上、即決でございます。日程8は議案第27号、市道路線認定の件で即決でございます。3月7日は日程1が議案第1号、令和4年度摂津市一般会計予算など、付託案件の23件で、質疑の後、所管の委員会へ付託となります。日程2が代表質問でございます。8日も代表質問でございます。最終日の29日につきましては、日程1、一般質問の後、日程2が議案第1号など、委員会付託案件の23件で、委員長報告、採決となります。

以上が議事日程でございます。

次に、議案付託表につきましては、総務建設、文教上下水道、民生の各常任委員会と議会運営委員会及び駅前等再開発特別委員会とで審査いただく案件でございます。

最後の所管別分割表につきましては、議案第1号、令和4年度摂津市一般会計予算及び議案第10号、令和3年度摂津市一般

会計補正予算（第15号）について、付託された委員会で審査いただく内容でございます。

以上、事務局案の説明といたします。

○村上英明委員長 ただいま事務局から説明がありましたとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明委員長 それでは、そのように決定いたします。

説明事項がありますので、事務局から説明をお願いします。

香山主幹。

○香山事務局主幹 写真撮影について、ご説明させていただきます。

2月21日において、市長の令和4年度市政運営の基本方針に関する説明の際に、例年どおり、広報課より写真撮影を行いたいとの申し出がございます。

また、3月7日、8日の代表質問時には、議会だより第227号に質問をされている様子の写真を掲載できるよう、印刷委託先のカメラマンによって写真撮影を行いますので、よろしく願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 続きまして、お手元に配付をしております、議会運営委員会での協議事項と記載しておりますレジュメをご覧くださいと思います。

まず、特別委員会の設置についてであります。鳥飼まちづくりに係る特別委員会の設置につきましては、前回の本委員会におきまして、パブリックコメントで示された案を確認した上で、協議し、第1回定例会中に設置することで意見の集約をさせていただいたところでございます。

しかしながら、パブリックコメントの実施が約2か月間延期されることを受けま

して、改めて6月の第2回の定例会に向けて、4月以降に協議を行ってまいりたいと思っておりますが、委員の皆様、いかがでございましょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明委員長 では、そのように進めさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

2番目のタブレット端末の導入についてであります。

現在、多くの自治体の議会におきまして、タブレット端末が導入されている現状でございます。

その中で、ペーパーレス化やコスト削減につながっているとの情報もございますし、その一方では、使いこなすために多くの時間がかかったり、予算書などでは、紙とデータの両方を使用しているために手間がふえることもあるようにも聞いております。

本市におきましても、タブレット端末の導入の是非の検討に向けまして、このメリットやデメリットも含めて、本委員会での協議を重ねていきたいと思っております。

また、他市の導入後の実態や、実際の運用についての視察を実施していきたいと考えております。

まずは、この本委員会で検討すべき事項や協議スケジュールなどにつきまして、3月25日の本委員会でお示しさせていただきたいと考えておりますが、この進め方でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明委員長 では、そのように決定します。

次に、3番目の新型コロナウイルス感染予防対策についてであります。

別にお示しをさせていただいております。

すが、資料1と記された物をご覧いただきたいと思っております。

現在、まん延防止等重点措置が発出されていることから、今定例会の本会議場での対策を行います。前回の定例会からの変更点は、5番目の議場換気のための休憩と6番目の傍聴者席の減でございます。この六つの対策を実施していきたいと思っております。

委員会室での対策といたしましては、前回の定例会と変わらず、記載のとおり、六つの対策を実施していきたいと思っておりますけれども、この内容でよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明委員長 それではそのように決定をさせていただきます。

次に、新型コロナウイルス感染症拡大下における議会運営について、事務局から説明をお願いいたします。

牛渡局長。

○牛渡事務局長 それでは、新型コロナウイルス感染症拡大下における議会運営について、ご説明させていただきますので、資料2をご覧いただきたいと思っております。

大阪府の吉村知事は、2月14日の会見で、新型コロナウイルスの感染状況につきまして、第6波がピークに達し、減少に転じている可能性があることから、緊急事態宣言の要請を見送るとの判断を示されました。

一方で、2月20日に期限を迎えますまん延防止等重点措置については、延長が当然との認識も示されております。

現在、感染者あるいは濃厚接触者と判断された場合には、一定期間の療養ないし自宅待機が求められることから、本定例会中に議員及び市職員に多数の欠席者が生じることで、議会運営に支障を来す事態を想

定し、代理者の範囲等を確認するものでございます。

本資料は、議会BCPや条例、規則に規定されております内容を取りまとめたものでございますので、ご一読いただき、ご確認をお願いいたします。

いずれにいたしましても、本定例会の運営においては、感染状況を随時確認し、時点ごとに開催の有無を判断する必要が生じることも想定されますので、委員の皆様には、会期中は柔軟に参集、協議できる体制をお願いいたします。

以上でございます。

○村上英明委員長 では、説明が終わりました。

何かご質問等はございますでしょうか。

三好副議長。

○三好俊範副議長 感染及び濃厚接触者の場合は、随時この対応ということで大丈夫だと思うんですけど、職員も今ご家族の方が発熱されたりした場合、念のためにお休みを取られたりしてると思うんです。そのあたりの対応を議会として、一定決めておいてもいいかと思っています。

濃厚接触者もすぐに保健所から通知が来るわけではないので、そのあたりも含めて、一度考えてもいいと思っております。

ご判断はお任せします。

○村上英明委員長 牛渡局長。

○牛渡事務局長 ただいまの三好副議長のご質問でございますが、先ほどお示しました資料の2枚目のところ、議会事務局職員が感染した場合というところがございます。そちらに本会議あるいは各常任委員会及び特別委員会の運営に際しまして、最低限必要な職員数を示させていただいております。万一、議会事務局の職員が感染あるいは濃厚接触者として待機状態と

なった場合、正規職員の半数以上が感染しました折には、議会運営に支障を来すことも判断されますので、その際には理事者サイドに一時的な職員の応援協力体制を要請しながら、議会運営を維持させていただきたいと考えております。

しかしながら、立ち行かない事態が生じた場合においては、議会運営委員会で改めて対応の協議をお願いするという段取りを現状においては、考えさせていただいております。

以上でございます。

○村上英明委員長 大西局次長。

○大西事務局次長 参考までに少しご説明をさせていただきますと、今、職員の家族が発熱をした場合、基本的に職員に関しても自宅で待機をし、結果がはっきりすれば登庁しております。

そのため、議員のご家族でもし発熱をされた方がいらっしゃった場合の取り決めはまだ何もございませんので、この場で一度ご議論をしていただければと思っております。

以上でございます。

○村上英明委員長 光好委員。

○光好博幸委員 要は、対応について議論するかどうかって話ですか。

○村上英明委員長 三好俊範副議長。

○三好俊範副議長 本会議の当日であったり、前日の夜であったり、ご家族の方が発熱しても、現状としては本会議に出れるわけですね。

ただ、その後、濃厚接触者になった場合、このままの対応で行くのか、それとも職員みたいに、一旦報告してもらって自宅待機をする方針を取っていくのか、その辺の判断はどうされるかということです。

○村上英明委員長 暫時休憩します。

(午前10時50分 休憩)

(午前11時10分 再開)

○村上英明委員長 再開します。

先ほどのコロナウイルス感染に関して、議員が感染したとか、家族で感染したことについては、事務局から送っていただいております大阪府等々からのフローチャート図と、そしてまたそれに基づいた市の職員の対応と同様に議会としても対応していきたいと思っております。

そういう症状が出たときの報告については、事務局に第一報を入れていただくことで、進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で本委員会を閉会いたします。

(午前11時11分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 村上英明

議会運営委員 西谷知美